

# 東京都片瀬学園

## I 施設概要

所在地	神奈川県藤沢市片瀬4-9-38
-----	-----------------

事業種別			定員
指定管理事業	第1種社会福祉事業	児童養護施設	48人

## II 令和5年度の運営方針

組織方針「子ども本位の支援」を徹底し、子どもたち一人ひとりの意思や個性を大切にしながら、子どもたちが安定的で安心した生活を送る中で、年齢、発達に応じた自律の心、将来への自立の意欲や生活力を身につけ、高められるよう支援していく。

そして、家庭も含めた子どもたち一人ひとりの福祉ニーズに対して丁寧に向き合い、子どもの権利保障を念頭に置いて全職員が各々の専門性を発揮し、連携、協力しながら職務に取り組んでいく。

また、利用者や児童の安全対策を最優先し、新型コロナウイルスの感染予防対策を徹底して行いながら、各事業や取組を実施していく。

なお、運営方針・実施計画の策定にあたっては、各事業や取組について、例年通り実施するものとして策定した。

そのため、新型コロナウイルス感染状況によっては、感染防御の観点から、事業や取組を縮小することがある。

### 1 子ども一人ひとりの状況に応じた専門的支援の充実・強化

被虐待等の様々な事情を反映し、心理的・精神的・医療的ケアを要する子どもや社会的養護が長期化となる子どもの入所が依然として多い。このようなニーズに対し、家庭的な生活環境のもとで、子どもたちの情緒の安定を図り、安心できる生活を送れるようにするとともに、一人ひとりの状況を的確に把握した上で、専門的な支援、個々の子どもに応じた自立に向けた支援の強化・徹底を図る。

### 2 地域社会への貢献

地域の中で施設の役割を果たしつつ、地域活動に積極的に参加するなど地域社会への貢献に努め、学校・地域の方々との情報交換・相互交流を通じた緊密な連携と協力関係の維持・強化を推進する。

### 3 計画的・効果的施設運営の徹底

- (1) ボランティア・NPO法人等多様な主体からの施設に対する理解と協力を得ることで、様々なサービスを活用し、子どもたちの生活体験機会の充実を図る。
- (2) 限られた人材・予算の中で、増大・多様化する業務に対応していくため、計画

的・効果的な職務遂行とともに現場からの発想を生かし、従前までの取組・方法にとられない改善・工夫に努める。

### Ⅲ 実施計画

令和5年3月1日現在、虐待を理由とする入所児童が全体の8割を超えるとともに、愛着障害・発達障害を有するなど、医療的・心理的ケアを必要とする児童が多く在籍している。

こうした状況を踏まえ、令和5年度は、子どもが安心して生活できる環境づくりに十分な配慮をした上で、子どもの着実な自立や適切な進路選択に向けて、園全体で各児童を支援していくこととし、以下の事項に取り組む。

#### 1 利用者・児童の権利擁護及び最善のサービスを提供

##### (1) アクションⅠ-① 権利擁護（虐待防止等）の徹底

重大事故防止、及び支援の質の確保と向上のために、「重大事故ゼロ運動」を意識して、権利擁護（虐待防止）の取組強化を図っていく。

具体的な取組として、職員倫理規程を定期的読み合わせ、このことについての意識醸成を図っていく。また、権利擁護委員会を年5回開催し、関係するチェックリストを活用しての定期的な自己点検、マルトリートメント防止研修、支援力向上に係る研修を実施していく。その上で支援技術の確保・向上、専門性の発揮、的確な自立支援計画の作成と効果的な関係会議の運営、利用者満足度調査等の取組の進行管理を行っていく。

児童に対しては、意見箱や苦情解決委員によるなんでも相談等の仕組みを分かりやすく周知するとともに、児童が相談しやすい環境整備を継続して行っていく。

管理者を含めた職員相互が日常的に意見交換できるような職場づくりに努め、職員の支援方法に係る共通認識を図り、適切な支援の提供に努める。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
権利擁護委員会	年5回	・ 不適切な支援や利用者虐待の防止等に向けた取組 ・ サービス向上に向けた取組
権利擁護・虐待防止に関する研修受講率	100% (全職員実施)	園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修に加えて、事業団共通の虐待防止研修（eラーニング）も実施

##### (2) アクションⅠ-② 利用者・児童等からの要望や苦情への適切な対応

###### ア 福祉サービス第三者評価の活用

令和4年度の実施において、全ての項目で標準項目を満たしているとの評価を得た。

(ア) 令和4年度評価結果における「特に良いと思う点」

- a 高校卒業で支援終結という一定の区切りはあるものの、児童が望む限り、訪問・電話・LINEなどで支援はいつまでも続けている。
- b 利用者の安全確保上、重要となる夜間帯に、経営層が寮を巡回し、状況の把握に務めるなど、現場支援に努めている。
- c 子育て講演会開催や地域の各種パトロール等への参加など、地域貢献を積極的に行ってコロナ禍においても地域とつながることができている。

(イ) 令和4年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

- a 権利について、子どもの理解が深まるように、権利に関する知識と具体例を学習する会、子どもとの話し合いの会などを実施していく。
- b 研修の体系について、養護施設に必要な考え方や支援スキルの向上につながる成果が確認できる仕組みの更なる充実を期待したい。
- c 思春期の子ども達の意見表明の機会を充実させ、更なる改善につながるよう、丁寧な対応を引き続き重ねてほしい。

(ウ) 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

- a 権利擁護委員会や性教育委員会を通し、児童へ権利を学習する場を設ける。また、外部相談員の協力を得て、権利について学習会を検討する。
- b 令和4年度の研修で学んだ支援スキルを実践し、園内で実践例を共有する機会を設ける。
- c 継続し自立支援計画作成時等に児童の意向把握に努める。また、「なんでも箱」を増設・周知し、児童の意見表明が出来る機会を充実させる。

令和5年度も、これまでの受審結果を踏まえた施設運営に努めるとともに、第三者評価を受審し、サービス水準の向上を推進するとともに、評価項目における標準項目の達成率100%を目指す。

事 項	(評価項目における標準項目の達成率)
第三者評価による改善	100%

## イ 苦情解決制度の充実

定期的に第三者苦情相談員による苦情相談日を設けるとともに、相談員が児童と夕食をともにするなど、子どもたちがより相談しやすい環境づくりに取り組み、制度運用の充実を図る。

また、児童の意見を把握する「なんでも箱」の増設を行い、より一層、児童の要望把握に努める。

第三者委員（人数・属性等）	相談実施回数
3人（弁護士、学識経験者）	年12回

#### ウ 利用者満足度調査の実施

利用者満足度調査を実施し、子どもたちからの意見、要望、苦情を把握して、利用者サービスの向上を図る。特に、環境改善に係るような要望に関しては、一歩ずつでも前進できるよう、職員間で工夫していく。

実施内容（テーマ）	実施時期
12月までにテーマを決定	1月

### （3） アクションI-③ リスク管理の推進

#### ア 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

事業団「個人情報保護規程」及び「情報セキュリティ対策基準」を遵守するとともに、「片瀬学園個人情報保護方針」に基づき、個人情報の適正な管理を徹底する。特に、児童に関する重要な個人情報については、承認手続きの履行含めて、適正管理がなされているか、日常的に点検を行う機会をつくるとともに、適宜研修等を実施する。

#### イ リスクマネジメントの徹底

事故防止委員会を年5回開催し、ヒヤリ・ハット事例の検証を定期的に行うとともに、園内の安全点検を随時実施したり、計画的に研修や講習会等を実施し、事故発生の未然防止を図る。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
事故防止委員会	年5回	事故防止対策の計画立案及び検証
救急救命講習会	年1回	消防の協力を得て実施
自転車運転講習会	年1回	児童対象

#### ウ 感染症対策・新型コロナウイルス対策の徹底

新型コロナウイルス感染症対策については、まずは感染予防策の徹底を行う。児童の毎日の検温や健康観察により、適切に体調管理を行っていくとともに、室内の消毒、換気、手洗いといった基本的な感染症予防をしっかりと行っていく。併せて職員の感染予防の意識を高め、ウイルスを持ち込まないよう全職員で業務外でも感染予防を徹底する。

また、状況に合わせて対応マニュアルを更新し、感染疑い時点からの適切な対応もできるようにしていく。ゾーニングシミュレーションや対応方法を明確にしておくとともに、個人防護具（PPE）着脱トレーニングを行うなど感染拡大に至らないよう事前準備を進めていく。

学園行事や各企画、また外部の方との面会等、実習生の受入れ等については、感染状況や自治体の要請内容等を勘案し、臨機応変に対応していく。

事 項	実施回数等	内容・協力機関等
感染症予防研修	年2回	職員対象

#### (4) アクションI-④ 利用者・児童の人生の選択肢を広げる支援

##### ア 家族再統合及び自立に向けた取組強化

児童相談所等と連携して、保護者との面会の設定、園内外での親子宿泊や関係者会議の開催など、親子再統合に向けた取組を行う。外泊帰宅中の児童宅への訪問や電話連絡等を実施し、家庭支援専門相談員を核に円滑な家庭復帰を推進する。

また、学習ボランティアの協力を得て行う小学生の学習会や、中学生の園内学習塾を継続的に実施し、学習習慣の定着と学力の向上を図る。進路選択を控えた中高生には、進路に向けた本人の意向を尊重しつつ、通塾を促進するなど、自主的な取組と意欲が高まるよう計画的な学習支援、進路指導を行う。さらに、各種奨学金の情報収集、応募促進に努める。

##### \* 家族再統合

	計 画
親子宿泊	延120泊
	対象児童 10人
保護者との面会	延80回
	対象児童20人

##### \* 自立に向けた支援

	計 画
学習会等実施回数	延80回
	小学生対象
園内学習塾実施回数	1人あたり週2回
	中学生対象
学習塾通塾児童	3人
	対象児童 18人
	(小学校5年生以上)
自活訓練等実施回数	1人あたり10日 延80日
	対象児童 8人 (高校生)

\* 児童の進路決定率

	計 画
進路決定率 (進路先内訳)	100% (高校3年生の児童数7人) (進路先内訳：大学、専門学校、就職、福祉的就労)

イ アフターケアの充実

専門職と寮職員が連携し、退所した児童の家庭・施設等への訪問、電話連絡、来所時の近況把握や助言等のアフターケアを計画的に実施し、退所児童の状況把握と継続的な支援に努める。

また、卒園予定児童の自活訓練を計画的に実施するなど在園中から自立に向けた取組を充実させる。

\* 退所児童のアフターケア

(対象児童：自立児童退所後10年、家庭復帰児童退所後5年)

	計 画
実施人数	50人 ／対象児童53人
対象児童のうち、親等の連絡拒否、児童の行方不明等により実施が困難な児童数及び状況の見守りが必要な児童数	3人

## 2 支援技術の蓄積及びそれを活かした高度なケアの提供

### (1) アクションⅡ－①高い専門性を発揮できる職員の育成 (アクションⅠ⑦の再掲)

#### アクションⅡ－④質の高い人材確保・定着 (アクションⅠ⑥の再掲)

##### ア 質の高い人材の確保・定着対策の充実

事業団事務局で実施する人材確保の取組と連携し、施設見学やインターンシップの受入れを行い、職員採用につなげる。また、養成学校への働きかけを継続し、質の高い人材の早期確保を図る。

離職防止の観点からも、職員同士のチームワーク力を高め、支援困難な課題に対しても、円滑な役割分担の中で、相互に支援力を高め合える職員集団を目指す。

##### イ OJT推進体制の強化

中堅職員における職務意欲とその能力向上を図るため、研修の受講を進めるとともに、横のつながりを強化し、OJTの更なる活性化・定着化を進める。経験の浅い職員にも、担当業務を広げたり、一層高度な業務を経験させたりして、育成を進める。また、新任職員には新任職員育成担当者(チューター)を配置し、相互の能力開発・意識の向上を図るほか、チューター間の横のつながりを強化す

る。また、採用一・二年目職員に対して、「育成シート」を用いて、振り返りを行う等、OJTの一層の充実を図る。

### ウ 計画的・効果的な研修の実施

園内の研修体系を整備し、職員一人ひとりの意欲、能力を踏まえ、新任・中堅など経験年数に応じた研修を行う。新任職員層においては、フォローアップ研修の機会を増やし、年間を通じたフォロー体制をとっていく。

特別な支援が必要な児童の増加等の課題に対応するため、園内での課題研修や外部研修への派遣を計画的に実施し、高い専門性を発揮できる職員の育成を図っていく。さらに、外部専門家による支援技術向上に向けた研修や困難事例検討会、他施設の見学等、実践的な学びの機会も取り入れていく。

研修内容（テーマ）	対象者（人数）	実施時期
新任職員研修	採用1年目	年3回
養護課題研修	全職員	年2回
困難事例検討会	全職員	年2回

### エ 外部専門家、外部医師等との連携

発達障害や医療的ケアが必要な児童の増加に対応するため、受診医療機関（精神科等）との連携強化を図る。また、臨床心理士等、外部の専門家によるケース検討会を実施するとともに、地域の精神科医の定期的な訪問を受け、特別な支援が必要な児童に対する支援方法などについての助言を受けて、サービス向上を図る。

さらに、地域の医療機関の専門分野等を把握して、児童の特性に応じた医療機関の受診を行い、適切な服薬管理を行うなど、医療的支援の充実を図る。

## （2）アクションⅡ－② 東京の福祉の増進に寄与する先駆的取組の推進

### ア 特別な支援が必要な児童の受入れ

都外施設であることを踏まえ、児童福祉法第28条により入所するケースなど保護者と距離を置く必要がある被虐待児や、発達障害児、高齢児など、特別な支援が必要な児童の受入れを積極的に進め、心理的ケアや様々な支援プログラムの活用など専門的支援のさらなる充実を図っていく。

〈参 考 令和5年3月1日現在〉

中学生・高校生の人数（割合）	全32人中21人、65.6%
定期的に通院する児童の人数（割合）	全32人中18人、56.2%

<参 考 令和4年6月1日現在>

服薬管理が必要な児童の人数 (割合)	全25人中19人、76.0%
-----------------------	----------------

## イ 専門的な支援の充実

### (ア) 子どもの状況に応じた自立支援計画の策定

自立支援計画は、入所前の子どもの状況を踏まえ、子ども、保護者、関係機関の意向や状況を的確に把握した上で自立支援会議にて決定する。

### (イ) 個々の児童に即した医療的・心理的ケアの実施

被虐待児や発達障害児、高齢児が増加する中、自立支援計画に基づき、児童相談所、学校等と連携しながら必要な児童に医療的・心理的ケアを施すことで、支援の充実を図っていく。

### (ウ) 児童の判断力習得に向けた自立支援の充実

各寮における子ども同士の話し合いを定例的に実施し、子ども一人ひとりが意見を表明し他児の意見を聴く中で、互いを尊重し合う気持ちを育てていく。

また、子どもたちが主体となって運営する児童自治会では、意見交換をしながら生活上の課題を自主的に解決したり、年間行事の内容等を決定できる力を身に付けられるよう支援していく。

### (エ) 新規入所児童に対する丁寧なアセスメントと計画的支援の徹底

入所後の支援の方向を明確にするため、新規入所児童のアセスメントを丁寧に行う。入所前後の児童に係る情報共有を確実に行うこととし、入所後の観察等を綿密に行い、その状況を踏まえた上で自立支援計画を策定する。

### (オ) リービングケアの推進

入所中から退所後まで、切れ目のない継続的な自立支援を行っていく。特に、進路選択については、入所中の早い段階から計画的に関係機関と連携して支援を行っていく。また、退所後支援についても、個々の状況を把握して適切な相談支援体制の構築を目指して実施していく。

\* 心理職員による利用者へのケア

( ) は心理的ケアを必要とする利用者の割合 (令和5年3月1日現在)

個別面接	延500人 (全32人中25人、78.1%)	個別セラピー等の実施
------	---------------------------	------------

## ウ 家庭的な寮運営

### (ア) 家庭的な生活体験の充実

一人ひとりの子どもと個別対応する時間をつくるよう心がけるとともに、家庭的雰囲気の中で子どもたちの様々な生活体験を増やしていくために、季節ごとの伝統的な家庭行事や寮単位での外出、宿泊行事を行う。特に、保護者との交流が困難な児童について、個別外出の機会を設ける。また、子どもの希望を



取り入れながら自主調理や出張調理を実施する。

(イ) 家庭的で安心感を与える生活環境の整備

子どもたちが毎日の生活を落ち着いた気持ちで過ごせるよう、生活環境の整備を行う。園内、寮内の住環境、お互いが気持ちよく過ごすための生活ルールなど、ものを大切に作る気持ち、人を思いやる心が育まれるよう、子どもたちの意見も踏まえながら環境整備に取り組んでいく。

\* 自主調理・出張調理

自主調理	年120回	各寮20回
出張調理	年18回	各寮3回

<参 考 令和5年3月1日現在>

入所児童に占める個室利用児童の人数 (割合)	全32人中16人、50.0%
---------------------------	----------------

(3) アクションⅡ-③ 先進的取組等により蓄積してきた支援技術を他団体へ普及

保育士養成課程等の実習生や大学生等の見学者を積極的に受け入れ、将来を担う福祉人材の育成に努めていく。

事 項	実人数/延人数	内 訳
保育士等実習生の受入れ	24人/260人	保育士養成校
施設見学	20人/20人	教育機関等

### 3 施設機能を活用した地域等との連携

(1) アクションⅢ-② 地域における子育て家庭等を支援

地域に対する子育て支援を目的に、片瀬地区青少年育成協力会、小中学校PTA、片瀬公民館と共催で「子育て講演会」を実施する。

子育てに関する公開講座等の実施	対象者	実施回数	利用者数
子育て講演会	片瀬地区の方々	1回	40人

(2) アクションⅢ-③ 地域が求める役割を担い、地域と協働（コミュニティづくりや災害対応等）

ア 地域における公益的な取組

夏休み期間中に地元町会と連携し、学園を会場に夕涼み会を実施し、イベントを共に楽しむことにより、地域の児童や高齢者との交流を促進する。

また、園所在市内の法人が会員となる市地域公益事業推進法人協議会に参画し、地域の福祉課題の解決に協力していく。取組の一環として、地域からの相談を受けるなんでも相談窓口を開設し、地域サービスにつなげる取組を行っている。

## イ 多様な主体との連携

子どもたちによりよい養育環境を提供できるよう、地域の方々や地域クラブのほか子どもの育成に関わる団体等との連携、協力関係の維持・強化を進める。学習指導をはじめ就労体験や自立支援に関する講座など様々な分野で、ボランティアやNPO法人等の協力を得て児童支援の充実を図る。地域の有識者と学園の運営に係る意見交換を行う「学園協議員会」、子どもが通う小学校・中学校との連絡会等を開催し、連携を強化する。また、広報紙の発行、ホームページの更新を定期的に行い、学園情報を発信し理解促進に努めていく。

事 項	延人数	内 容
学習支援	50人	ボランティア学習会他
余暇活動	50人	音楽、絵画、習字、遊戯、英会話 他
園行事等	30人	キャンプ、しおかぜまつり 他

## ウ 地域との連携・協力関係の強化

地域の方々、青少年育成協力会、民生・児童委員やボランティアの協力を得て、園祭「しおかぜまつり」を開催し、地域交流を推進する。また、町内会等地域の団体が実施する防犯パトロールや地区祭礼に積極的に参加するとともに、小学校の「おはようボランティア」に登録し、通学路における児童への声かけ・見守りを行う。遊戯室等施設設備の貸し出しや、地元町内会との災害時の対応に関する協定の継続、地域の環境美化活動参加など、地域貢献に努める。

内 容	対象者・実施回数・参加者数等
しおかぜまつり	片瀬地区の方々他・11月・250人
施設開放	町内会、子ども会等 年200人
地域防犯パトロール	年10回
小学校「おはようボランティア」	各学期中毎週1回

## エ 災害・防犯対策の取組強化

近年多発している風水害や津波災害に備えて的確に対応できるよう、避難体制等の見直しを引き続き検討していく。また、地元自治体が策定している諸計画の改訂に合わせて事業継続計画（BCP）などの見直しを検討していく。

消火訓練や避難訓練を毎月実施するとともに、事業団事務局と連携した合同防災訓練や参集・炊き出し訓練を実施する。また、津波想定の高所避難訓練や夜間想定避難訓練等を重点的に実施するとともに、地区防災訓練に参加し、地域との連携強化を図っていく。

防犯対策として、地域のネットワークと連携し、不審者対策等地域ぐるみの防犯の取組を進めるとともに、園内の施設確認や不審者対応等について周知徹底を

図る。

事 項	実施回数等	内容等
防災訓練	年12回	津波避難訓練、夜間避難訓練の実施
防災対策委員会	年2回	防災計画、BCPの見直し検討

#### 4 運営体制の強化及び経営の透明性確保

##### (1) アクションⅣ-② 自律的な経営実現のための自主財源の確保

限られた人材・予算の中でサービスの質の確保と向上が図れるよう、効率的な会議運営や業務改善に努める。物品等購入にあたっては、契約方法・内容を精査するなど経費節減に努めるとともに、節電や節水等による環境負荷の軽減を心がける。

園内のマニュアル類の整理・見直しを行い、職員への周知徹底を図ることで、業務の標準化・効率化を図るとともに、事業団共有サーバーを使用し、担当業務にあたる際にアクセスしやすい作業環境を整えることで、経験の浅い職員が安心して働くことのできる環境を作っていく。

##### (2) アクションⅣ-③ ICTや次世代介護機器を活用した働きやすい職場環境の整備

###### ア オンラインに対応した業務環境整備

コロナ禍の中で、一気に普及したオンライン会議や研修受講等について、その受講効果が確保されるよう、引き続き環境の充実を図っていく。

###### イ 児童のオンライン学習対応

学校等からのオンライン授業や課題に対応できるように、生活棟のネットワーク環境の充実を図っていく。

###### ウ 効率的な事務処理手続きの推進

法人全体の取組としての事務処理手続きのICT化を効果的に実用化する観点から、「はんこレス」や「ペーパーレス」の取組を進める。

###### エ 次世代福祉機器の情報の収集

ニーズに合わせて開発が拡大、継続している次世代福祉機器について、情報収集を継続していき、効果が期待されるものについては、導入を検討していく。

##### (3) アクションⅣ-④ 魅力とやりがいにあふれる職場環境の実現

計画的な年次有給休暇取得や残業を減らす取組を促進する等、ライフ・ワーク・バランスを推進する。

全体討議やケース会議、グループワークを含む研修等、意見交換の機会を有効に活用し、離職防止の観点からも職場内のコミュニケーションの活性化、風通しのよい職場づくりを推進する。

事業団全体で取り組んでいるICT環境整備に合わせて、ICT化を進めていく。  
また、現状の業務を常にチェックし、効率的な業務環境となるように工夫を行っていく。

#### (4) アクションⅣ-⑤ コンプライアンスの推進

事業団「個人情報保護規程」及び「情報セキュリティ対策基準」を遵守するとともに、「片瀬学園個人情報保護方針」に基づき、個人情報の適正な管理を徹底する。

また、児童福祉関係法令を中心に、関連する法令、法人内、園内で定められている関係規則等を遵守し、円滑な事業運営、事故防止に努めていく。

施設全体のガバナンス強化のために、研修を通じて職員にコンプライアンス意識の浸透を図っていく。

コンプライアンス研修を通じて、職員の倫理観の醸成に引き続き取り組み、職員一人ひとりのコンプライアンスの確保、推進強化・向上を図る。

コンプライアンス研修受講率	100%
---------------	------